

公立大学法人神戸市看護大学研究倫理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第21号

公立大学法人神戸市看護大学研究倫理委員会規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学研究倫理委員会規程（2019年4月1日規程第21号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(設置)</p> <p>第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程（2019年4月規程第1号）第6条第1項 _____</p> <p>の規定に基づき、研究活動に係る倫理性に関して必要な事項を調査審議するため、<u>公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会</u>の下に公立大学法人神戸市看護大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、<u>次の各号に掲げる者</u>（以下「委員」という。）で組織する。</p> <p>(1) <u>学長が指名する教員</u></p> <p>(2) <u>総務・施設担当理事が指名する職員</u>（前号の教員を除く。）</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>及び公立大学法人神戸市看護大学研究計画に関する倫理審査規程（平成31年4月規程第107号）第3条</p> <p>学長</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる要件を満たすよう学長が学内外から指名し、または委嘱する者（以下「委員」という。）で組織する。この場合において、第1号から第3号に掲げる者は同時に他を兼ねることはできない。</p> <p>(1) <u>医学若しくは医療の専門家等又は自然科学の有識者が含まれていること。</u></p> <p>(2) <u>倫理学若しくは法律学の専門家等又は人文科学若しくは社会科学の有識者が含まれていること。</u></p> <p>(3) <u>研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。</u></p> <p>(4) <u>本学の役職員以外の者が複数含まれていること。</u></p> <p>(5) <u>男女両性で構成されていること。</u></p> <p>(6) <u>5名以上であること。</u></p>

(改正前)	(改正後)
附 則 (略) _____ _____ _____	附 則 この規程は、2025年4月1日から施行する。 _____